

議案第10号

鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部改正について
鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
鹿屋市子ども・子育て会議条例（平成25年鹿屋市条例第30号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本
案を提出するものである。